第17 動物管理

狂犬病予防法第6条及び長崎市犬取締条例第5条の規定に基づく犬の保護(捕獲・抑留)、動物の愛護及び管理に関する法律第35条の規定に基づく犬及び猫の引き取り業務、長崎市犬取締条例第4条に基づく動物の適正な飼養及び管理についての指導等により、動物による危害を防止して、人の生命、身体及び財産等の安全確保のため、各種の業務を実施している。

1 犬の登録及び狂犬病予防注射実施状況

狂犬病予防法第4条(登録)及び第5条(予防注射)に基づく、長崎市における年度別登録数及び 狂犬病注射済票交付数は次の表のとおりである。

項	年目	度	2 7	2 8	2 9	3 0	令和元
登	録	数	17, 765	17, 449	16, 780	16, 347	16, 434
新	規 登 録	数	987	973	979	960	1, 186
鑑	札 再 交 付	数	64	63	63	52	78
集	合注射(獣医師	会)	4, 453	4, 012	3, 759	3, 380	3, 152
臨	時注射(獣医節	Ţ)	9, 167	9, 124	8, 930	8,864	8, 821
注	射 済 票 交 付	数	13, 620	13, 136	12, 689	12, 244	11, 973
注	射済票再交付	数	7	11	12	15	17

2 犬の捕獲状況

狂犬病予防法及び長崎市犬取締条例に基づき、野良犬・放し飼いの犬は、市民からの通報により捕獲抑留している。

なお、抑留中に飼主から申請があれば返還している。

また、飼主が判明しない犬については、飼育希望者に譲渡を行っている。

項	Į	_		_	-	年 度	2 7	2 8	2 9	3 0	令和元
捕	Ì		獲			数	83	77	75	65	51
		糸	公			数	56	55	46	39	35
	返還数		現	場	返	還	0	27	9	13	17
			-	日	返	還	24	14	12	15	4
	区堡奴		1 1	日	返	還	19	4	3	1	1
			11]	日	返	還	5	3	4	4	8
			そ	0	ク	他	8	7	18	6	5
	譲		渡	e E		数	26	20	28	22	26
	捕獲犬致死処分数			数	0	2	1	0	3		

注:捕獲犬致死処分数には収容中の死亡を含む

犬の特殊捕獲状況 (犬の捕獲のうち、オリ・睡眠薬捕獲の内訳を示す)

Į.	年 度	2 7	2 8	2 9	3 0	令和元
	総数	5	4	6	3	0
	オリ貸出個数(参考)	(10)	(5)	(2)	(6)	(0)
	オリによる捕獲頭数	5	4	0	0	0
	睡眠薬・わな捕獲頭数	_	_	_	_	_
	その他(薬殺)による頭数	_	_	_	_	_

3 犬による咬傷事故の状況

長崎市狂犬病予防法施行細則に基づき、犬が人畜を咬んだ際、狂犬病予防上必要な場合には、被害者又はその犬の飼い主は連絡が義務づけられており、飼い主には適正飼育管理についての指導を行い、犬については、獣医師(狂犬病予防員又は開業獣医師)による狂犬病の検診を行っている。次の表は咬傷事故の発生状況を示すものである。

		区分	咬	咬傷	被	害		者	数					時に 犬 況							咬傷	事故	(後の	犬の	状況		第 第 年	故等場所
			傷 事 故	事故等をおこ	死飼い主	亡それ	そ飼い主	の他それ	計	犬舎等に	けい留し	放し	野犬・	その	犬に手を	けい留しよ	配達・訪	通行	遊戲	その	捕	引取	飼育	逸	その	咬傷犬の犬	公共の	その
年	度		の件数	した犬の数	土・家族	以外	土・家族	以外		けい留中	て運動中	飼い	放浪犬	他	出 し た	うとした	問等の際	中	中	他	獲	b	継続	走	他	舎の周辺	場所	他
	2 7		13	11	-	-	ı	13	13	1	4	5	-	1	-	-	1	10	1	1	ı	_	10	-	1	5	8	_
	2 8		5	5	-	-	1	5	5	1	2	1	1	1	-	-	-	2	1	2	1	-	4	-	-	1	3	1
	2 9	ı	2	2	-	-	Ī	2	2	1	1	-	-	-	-	1	1	-	Í	Ī	Ī		2	-	-	2	-	_
	3 0	ı	7	7	-	-	-	6	1	4	3	-	-	-	1	1	3	2	-	-	-	-	7	-	-	5	2	_
	令和	元	7	7	-	-	-	7	7	1	4	-	-	2	3	-	-	3	-	1	-	-	7	-	-	3	3	1
	餇宔	登 録	7	7	-	-	Í	7	7	1	4	-	-	2	3	-	-	3	Í	1	Í		7	-	Ī	3	3	1
飼い犬	判明	未登録	_	ı	-		1	_	_	-	_	-		-	-		-	_		1	_	-			_	_		_
	飼い当	三不明	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	_	-	-	-	_	-	-	-	-	_
Ę	野	犬	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_

注:飼い犬(登録・未登録)・飼い主不明・野犬の区別は、最新年度(令和元年度)の件数に対応する数値を記載。

4 動物愛護フェスタ

動物の愛護及び管理に関する法律に基づく毎年9月20日から9月26日までの動物愛護週間には、 全国的に多彩な催しが行われ、長崎市も長崎県獣医師会長崎支部との共催で、動物愛護フェスタをこ の期間に市内で開催している(令和元年度は悪天候が予想されたため、中止となった)。

〈行事の内容〉

- 適正飼育を促す啓発展示
- 愛護団体主催のフリーマーケット
- 獣医師による動物の飼育相談
- 犬との触れ合い、犬のファッションショー
- その他

5 犬猫の収容及び引き取り

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、公園、広場、道路等の公共の場所で疾病、負傷した飼主不明の犬・猫について保護収容を行っており、また、やむを得ない事情により飼えなくなった犬・猫の引き取り業務も行っている。

飼育希望者へは、これらの犬・猫の中から譲渡を行っている。

項目	1	年度	2 7	2 8	2 9	3 0	令和元
	리 15 ***	犬	15	59	18	8	17
	引取数	猫	1, 465	1, 150	1, 123	766	696
	. ந்ரு	犬	24	32	16	7	12
譲渡	· 一般	猫	96	78	120	88	72
数数	沙 朱兀龙田	犬	_	_	_	_	_
	学術研究用	猫	_	_	_	_	-
引耳	文犬猫致死処分数	犬	1	1	1	0	0
(収	容中の死亡を含む)	猫	1, 368	1,072	1,001	656	613

注: 1 犬猫の引取は、当センター及び市内23の行政センター、支所、地区事務所等で行う。 当センターでは平日受付、他は月1回の回収。

- 2 捕獲犬の致死処分数は、本表には含まれていない(「2 犬の捕獲状況」参照)。
- 3 学術研究用は、平成15年度から譲渡廃止。
- 4 飼主からの引取りは、平成22年度から有料引取。

6 養子縁組大会実施状況

例年3回 (7、8、10月)、仔猫の譲渡会を当センターが仲介役となり実施しており、併せてセンターの収容の犬および猫の譲渡も行っている。

項目	年 度	2 7	2 8	2 9	3 0	令和元
4-	参加頭数	50	23	98	96	69
犬	成立頭数	6 (12. 0)	3 (13. 0)	1 (1. 0)	0	1 (1.0)
X++	参加頭数	61	103	126	137	161
猫	成立頭数	28 (45. 9)	39 (37. 8)	35 (27. 8)	26 (18. 9)	16 (9. 9)

注: 1 場所は当センター2階駐車場等

2 () 内は養子縁組成立率(%)

7 相談処理

当センターへ市民から寄せられた犬及び猫に対する相談の内訳を示す。

(1) 犬

(単位:件数)

相談	年度	2 7	2 8	2 9	3 0	令和元
総	数	562	558	595	170	168
	鳴声	27	27	20	23	25
	放し飼い	23	33	33	20	13
	糞 尿	15	13	9	19	9
	家 畜 の 被 害	-	-	_	0	0
	田・畑荒らし	-	-	-	0	0
	入り込み	21	21	10	3	0
	植木、庭荒らし	-	-	-	0	0
	ごみ荒らし	=	-	-	0	0
	捨 て 犬	9	21	2	1	2
	野 良 犬	23	13	17	3	1
	その他(登録・飼育法他)	393	430	439	24	20
	引 取 依 頼	45	51	56	13	8
	負傷等収容依頼	6	23	9	64	90

(2) 猫

(単位:件数)

相診	年度	2 7	2 8	2 9	3 0	令和元
総	数	495	232	385	438	492
	鳴声	1	1	-	2	6
	鳥類の被害	1	-	-	1	0
	糞 尿	56	44	84	112	132
	魚 類 の 被 害	1	_	_	0	1
	田・畑荒らし	_	_	2	1	1
	入り込み	3	5	6	16	15
	植木、庭荒らし	-	-	-	1	1
	台所・ごみ荒らし	-	-	-	1	1
	捨 て 猫	20	75	31	37	16
	野 良 猫	72	1	13	76	80
	その他 (飼育法ほか)	182	106	78	97	92
	引 取 依 頼	76	77	77	11	12
	負傷等収容依頼	84	97	94	84	135

上記、相談についての飼い主への指導は次の表のとおり。

(単位:件数)

項	年 度	2 7	2 8	2 9	3 0	令和元
総	数	176	169	202	99	132
	飼主義務違反口頭注意	118	93	133	86	93
	飼主義務違反文書注意	56	55	46	12	20
	マイク放送による指導	2	21	23	13	19

8 野良猫対策-地域猫活動支援事業・まちねこ不妊化推進事業-

平成22年度から平成24年度まで、地域猫活動支援事業として、地域住民と動物愛護ボランティアが野良猫を適正に飼育管理する地域猫活動に対し、不妊去勢手術費を助成した。

平成26年度からは、まちねこ不妊化推進事業として、野良猫の繁殖を抑え、その数を減らし、引取り・殺処分数の削減を図ることを主目的にし、野良猫に対する不妊去勢手術費の助成を行った。

項	目		年 度	2 4	7. 7. 7. 7.	2 7	2 8	2 9	3 0	令和元
モ	デル	地	区 数	2	33					
手	お	す	猫	12	>>>>	107	92	103	106	124
術	め	す	猫	5	,,,	138	153	137	138	181
頭数	合		計	17	2 2 2 2 2	245	245	240	244	305

